

【11月補正】新型コロナ伴走支援型利子補給事業

1 制度概要

(1)背景

本市が既に利子補給している「熊本県金融円滑化特別資金」を含め、ゼロゼロ融資の据置期間の経過等により返済開始が本格化している中、新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格高騰等の影響を受けた中小企業者の更なる資金繰りの円滑化及び早期の経営改善を後押しする。

(2)実施内容

県制度融資「熊本県新型コロナウイルス経営改善資金(伴走支援型)」の融資利用者に対し、1 年間の利子を全額補給する。

(3)利子補給対象事業者

「熊本県新型コロナウイルス経営改善資金(伴走支援型)」の取扱開始(R3年11月1日)から R5 年 3 月 31 日までに保証申込受付され、融資を受けた市内の中小企業

～「熊本県新型コロナウイルス経営改善資金(伴走支援型)」の特徴～

取扱開始日:令和3年 11 月 1 日

信用保証料:0.00% (国 0.65%、県 0.2%の補助適用後)

特 徴:・金融機関による中小企業者に対する継続的な伴走支援などが融資条件となるため、経営者が1人で悩むことなく、支援機関と相談をしながら、経営改善の取組を進めることができる。

・既往債務の借換等による資金繰りの見直しが可能

2 予算額

103,000 千円

内 訳:①利子補給金(約 1,200 件を想定)

98,000 千円

②申請受付・審査・コールセンター委託

5,000 千円

事業実施期間:令和6年度まで

総事業費:(令和4～6年度):約 3.9 億円

財 源:令和2年度に創設した「新型コロナウイルス感染症金融対策基金」の執行残(約 4 億円見込)を活用

利子補給方法:毎年1～12月までの支払利子を年度末に補給する。

(例)R5 年 3 月融資の場合 ⇒R5 年 3～12 月(10 カ月分)の支払利子・・・R5 年度申請

R6 年 1～ 2 月(2 カ月分)の支払利子・・・R6 年度申請

3 スケジュール(予定)

R5年 1月 本市から市内の対象事業者へ申請書等を送付

R5年1～2月 事業者が申請書等を本市に提出

※前年 1～12 月までに支払った利息が支給対象

R5年 3月 利子補給金の交付決定・支払(翌年 3 月)

▼借換した場合の資金繰りイメージ

